

## 政務活動費の使途基準について

事 項	使途基準
1. 研究研修費 2. 調査旅費	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【条例別表第1】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会派が研究会、研修会を開催するために要する経費又は会派の所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費</li> <li>2. 会派の行う調査研究活動のため必要な先進地調査又は現地調査に要する経費</li> </ol> <p><b>【条例別表第2】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議員が研究会、研修会を開催するために要する経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費</li> <li>2. 議員が行う調査研究活動のため必要な先進地調査又は現地調査に要する経費</li> </ol> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視察地調査等の交通費は公共交通機関の実費とし、タクシーは原則として認めない。ただし、時間の制約や事故によりやむを得ない場合は認める。</li> <li>・宿泊費については職員の例による。ただし、日当については支給しない。また、宿泊パック料金の場合は、宿泊料を除いた金額を交通費(航空運賃等)とみなして計算する。</li> </ul>
3. 資料作成費 4. 資料購入費	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【条例別表第1】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費</li> <li>4. 会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費</li> </ol> <p><b>【条例別表第2】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費</li> <li>4. 議員が調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費</li> </ol> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品・消耗品等は、一人月額 5,000 円を範囲内とする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンの消耗品（インク代等）は、購入金額の 30%とし、一人年額 10,000 円を限度とする。</li> <li>・日刊新聞の 2 社以上購読は、1 社のみ資料購入費とすることができる。（同社の朝刊・夕刊と契約している場合は、それを 1 社分とみなす。週刊、月間等の新聞は対象外とする。）</li> </ul>
5. 広報費	<div data-bbox="459 611 1426 757" style="border: 1px solid black; background-color: #e0f2f7; padding: 5px;"> <p><b>【条例別表第 1】</b> 5. 会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PR するために要する経費</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会派の会報に係る経費は全額認める。</li> </ul>
6. 広聴費	<div data-bbox="459 949 1426 1095" style="border: 1px solid black; background-color: #e0f2f7; padding: 5px;"> <p><b>【条例別表第 1】</b> 6. 会派が行う市民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会派の広聴に係る経費（飲食にかかる費用は除く。）は全額認める。</li> </ul>